

東京都歯科健康保険組合ニュース

皆様でご覧ください

平成 25 年 6 月

理事長就任のご挨拶

被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、すこやかに過ごしのこととお慶び申し上げます。また、平素より当健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび浅野前理事長の後任として、当健康保険組合理事長の重責を拝命いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

わが国の経済情勢は、安倍政権の経済政策に対する期待感などを背景に景気の持ち直しの動きがみられるものの、先行きについてはいまだ不透明であり、雇用・所得環境の大幅な改善を見込める状況ではありません。

健康保険組合におきましては、収入の柱となる保険料収入の増加が見込めない一方で、年々増え続ける医療費支出に加え、高齢者医療制度を支えるための過重な納付金負担等により、厳しい財政状況に直面しております。先ごろ健康保険組合連合会が公表した平成25年度健保組合予算早期集計結果によると、全組合（予算データの報告があった1、393組合）の8割超が赤字となり、赤字



東京都歯科健康保険組合
理事長 高橋 哲夫

総額は4、573億円にのぼっています。保険料率を引き上げた組合は3年連続で全組合の4割に達し、協会けんぽの平均保険料率（10%）を上回る組合も185組合（13・3%）に増加するなど、健康保険組合の存続にかかわる厳しい財政状況が浮き彫りになっております。

健保財政悪化の主因である高齢者医療制度につきましては、国の「社会保障制度改革国民会議」において検討が進められているところですが、「皆保険制度」を維持し、健全な健康保険組合運営を可能とする改革に期待が寄せられますが、公費投入などの枠組みが十分でない場合はさらなる負担も懸念され、議論の行方を注視していく必要があります。

このような厳しい状況のなか、理事長の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いでございます。皆様の健康増進および当健康保険組合の堅実な運営のため、全力を傾注してまいりたいと存じますので、前理事長同様、温かいご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年度

保健施設特集

* 3～11ページをご参照ください。

組合日誌

平成25年3月から平成25年5月まで

25.4.9 選挙会

■会議事項

1. 選定理事の選挙について
2. 理事長の選挙について

■協議事項

1. 健康保険委員総会の議題について
2. 理事の慰労金について

25.5.21 健康保険委員総会

■議案事項

1. 健康保険委員について
2. 健康保険組合の現状について
3. 平成25年度収入支出予算概要について
4. 平成25年度定時決定（算定基礎届）について
5. 事務連絡費について

25.4.23 理事会

■議案事項

1. 財産の管理に関する件
2. 平成25年度定時決定（算定基礎届）に関する件
3. 事務連絡費に関する件
4. 規約変更に関する件

公 告

選定議員の退任に伴う選出および事業所編入による組合規約の一部変更がありましたので、公告します。

理事長 高橋 哲夫

健保組合会議員・理事・理事長の就任

健保組合会選定議員の退任に伴い、4月1日付けで以下の3名の方が新たに選定議員として就任されました。
また、4月9日に開催された選挙会において、新たに理事長ならびに理事が選出されました。（敬称略）

理 事 長 高橋 哲夫
理 事 岡田 信夫
選定議員 山岸 克彦

組合事業概況

（平成25年3月末現在）

事業所数		3,904	件
被保険者数	男	4,150	人
	女	7,381	人
	合計	11,531	人
被扶養者数		6,065	人
平均標準報酬月額	男	543,398	円
	女	279,362	円
	平均	374,389	円

皆様からのご質問・ご意見・投書をお待ちしています。

発行元 東京都歯科健康保険組合 〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-11-11 TEL (3918) 7511 FAX (3918) 0588

平成25年度

保健施設特集

皆様の健康づくりを
健康保険組合がサポートします！

もくじ

健康管理事業 4 ページ

- 生活習慣病予防健診・人間ドック・脳ドック
- 生活習慣病予防健診・人間ドック・脳ドック 受診の流れ
- ◆契約医療機関の電話番号変更・新規契約のお知らせ

健康保持増進事業 6 ページ

- 宿泊助成金
- 夏期保養施設
- リクリエーション補助金
- 東振協 共同利用保養所のご案内
- 東京ディズニーリゾート
- 契約プールのご案内

算定基礎届・賞与支払届の提出は お早目をお願いします！

今年も「算定基礎届」の提出時期が近づいてまいりました。健保組合では、各事業所あてに6月下旬に「算定基礎届」をご送付いたします。7月10日(水)までに
ご提出くださいますようお願いいたします。

また、夏の賞与が支払われる時期でもあります。健保組合では、従業員のいるすべての事業所に「賞与支払届」をお送りいたしました。賞与支給後、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

算定基礎届

7月10日(水)までに
ご提出ください！

■6月下旬に、各事業所あてに送付します。
6月下旬に、各事業所あてに、「被保険者
記号・番号、氏名」等を印字した「算定基礎
届」をご送付します。報酬等、必要事項をご
記入ください。

■支払金額のわかる賃金台帳等の写しを
添付してください。

必要事項を記入した「算定基礎届」に、
①個人事業主は平成24年の「確定申告書
(写)」、②法人事業主および個人歯科医院の
従業員・法人事業所の従業員は4、5、6月
に受けた賃金のわかる賃金台帳等の写しを
添付して、当組合あてに提出してください。

厚生年金保険加入事業所へのお願い
厚生年金保険料の算定基礎届は、当組
合からは送付していません。厚生年金保
険の算定基礎届の提出方法・時期につ
きましては、年金事務所からのお知らせに
てご確認のうえ、直接、年金事務所にご
提出ください。

賞与支払届

賞与支払後、速やかに
提出してください

■賞与を支払った場合、必要
事項を記入のうえ速やかに
提出してください。

夏の賞与がすでに支払われ
ている場合は、「賞与支払届」
に必要事項を記入のうえ、個
人の賞与の支払総額のわかる
賃金台帳等の写しを添付し、
提出してください。

■従業員のいるすべての事
業所に送付しています(5
月27日発送)。

■「実際に支払った額」欄は、
諸控除前の総支給額を記
入してください。

■個人の賞与の支給総額の
わかる賃金台帳等の写し
を、必ず添付してください。

■賞与の支給がなかった事
業所も0円と記入して提
出してください。

健康管理事業

生活習慣病予防健診・人間ドックを受けましょう

病気の予防・早期発見のために、年に1回は健診を受けましょう！
当組合では、生活習慣病予防健診あるいは人間ドックを受診したことにより、特定健診を受診したこととさせていただきます。

生活習慣病予防健診・人間ドック・脳ドック

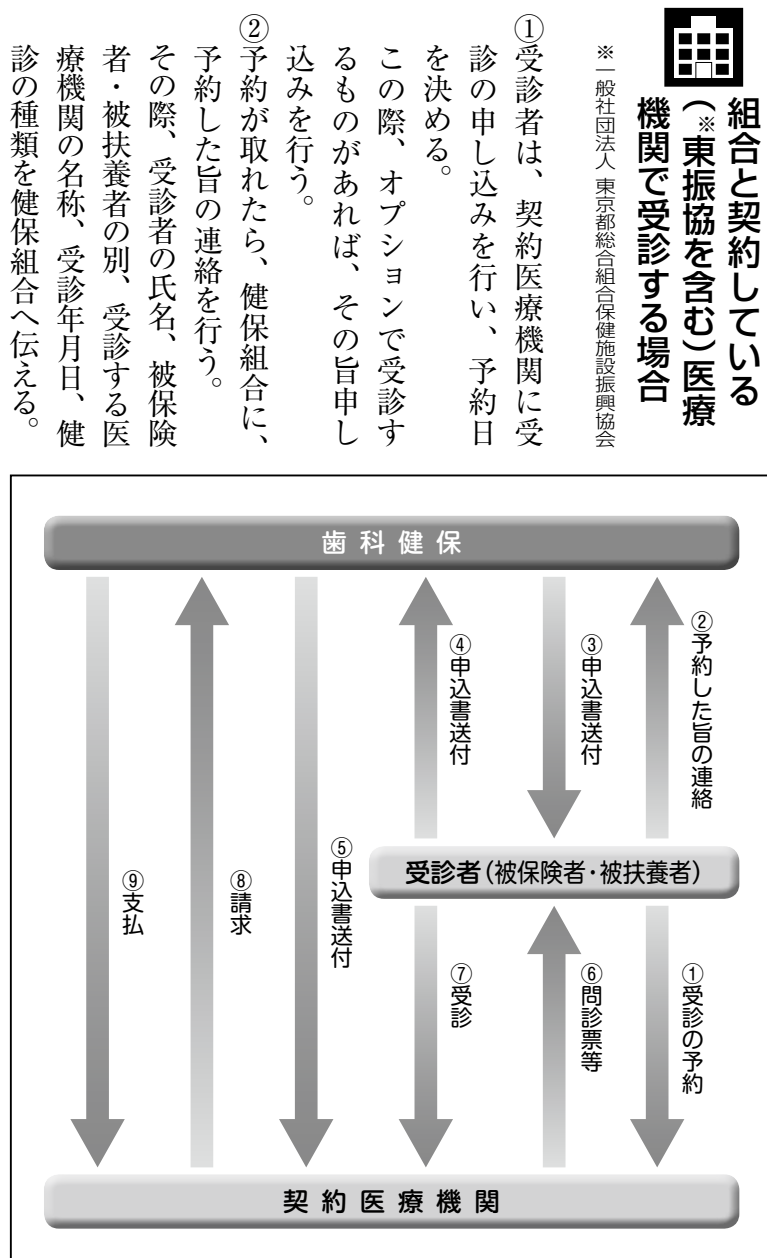
当組合では、契約医療機関で受診する方法、各地区歯科医師会が他の医療機関と独自に契約して受診する方法、本人が希望する医療機関で受診する方法があります。

補助金の額は、生活習慣病予防健診の場合、被保険者は13,500円まで、被扶養者は12,000円まで、人間ドック・脳ドックの場合、被保険者は33,000円まで、被扶養者は30,000円までです。

※PETやMRIによる全身のがん検査は対象外となります。

◎契約医療機関の詳細については、健康保険組合ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

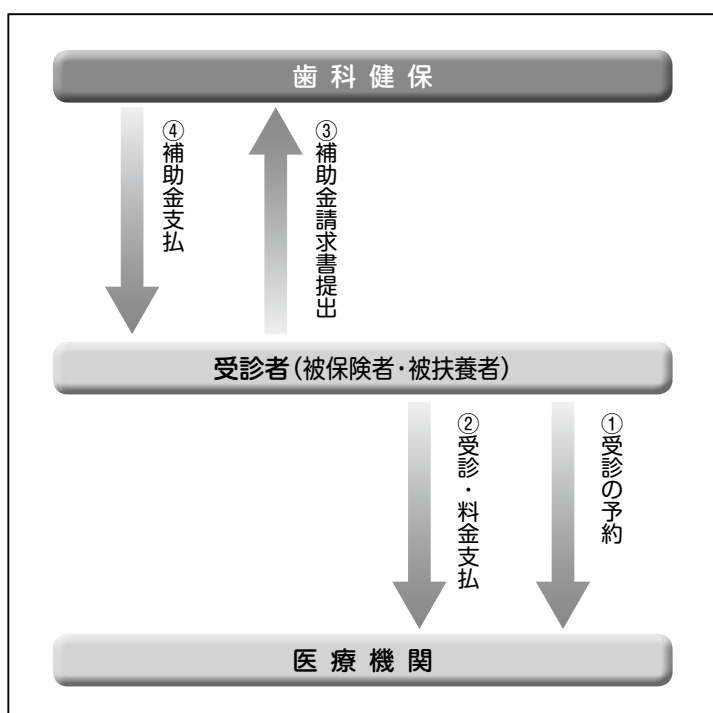
生活習慣病予防健診・人間ドック・脳ドック 受診の流れ



- ③ 健保組合は、受診者に対して、申込書を送る。（FAXまたは郵便）
- ④ 受診者は、必要事項を記入し、申込書を組合へ送る。（FAXまたは郵便）
- ⑤ 組合は、記入事項を確認した後、申込書を契約医療機関にFAXする。
- ⑥ 医療機関から問診票等が受診者に届く。
- ⑦ 受診者は、予約日に自己負担分を支払って受診する。（組合から利用券は発行していません）
- ⑧ 契約医療機関は、後日、健診費用を組合に請求する。
- ⑨ 組合は、請求内容を確認のうえ、健診費用を契約医療機関に支払う。

組合と契約していない医療機関で受診する場合（補助金請求の流れ）

- ① 受診者は、受診を希望する医療機関に受診の申し込みを行う。
この際、オプションで受診するものがあれば、その旨申し込みを行う。
 - ② 受診者は、予約日に受診し健診料金を支払う。
 - ③ 受診者は、「補助金請求書」（※）に必要事項を記入し、領収書（写）・結果票（写）を添付して組合に提出する。
（注）結果票は総合判定のみではなく、検査数値の記載があるもの。
 - ④ 組合は請求内容を確認のうえ、補助金を受診者に支払う。
- ※「補助金請求書」は当健康保険組合のホームページよりダウンロードできます。郵送もしくはFAXをご希望の方は組合にご連絡ください。
※補助金を請求する権利は2年で時効となります。ご注意ください。



契約医療機関の電話番号変更・新規契約のお知らせ

<電話番号変更>

医療機関名称	所在地	予約電話番号	
結核予防会第一健康相談所	千代田区三崎町 1-3-12	新) 03-3292-9244	旧) 03-3292-3996

<新規契約>

医療機関名称	所在地	電話番号	生活習慣	人間ドック
一般財団法人 日本がん知識普及協会付属 有楽町電気ビルクリニック	東京都千代田区有楽町 1-7-1	03-3213-0091	○	○

健康保持増進事業

宿泊助成金

1人1泊／大人2、000円、小人1、500円を支給します。

健康保持増進を目的として宿泊施設を利用した場合に助成金を支給します。

経費節減のため、なるべくとりまとめてご請求ください。また、ご希望の施設が、お住まいの地域にない場合は、お住まいの地域にない施設を利用することも可能です。

◆支給対象者 被保険者および小学生以上の被扶養者

◆支給回数 年度(4/1～3/31)内3泊まで

◆支給金額 大人(中学生以上) 2,000円

小人(小学生) 1,500円

◆利用手続き

①証明 宿泊の際、「宿泊助成金請求書」(※)に旅館・ホテル等から証明を受けてください。海外のホテル等の場合も請求できます。

②請求 証明を受けた「宿泊助成金請求書」に必要な事項を記入・捺印のうえ、当組合へ送付してください。

(注)請求者以外の口座に振込みをご希望の場合は委任状が必要となります。ご注意ください。

※当健康保険組合ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

※補助金を請求する権利は2年で時効となります。

※ご注意ください。

リクリエーション補助金

◆支給対象となる行事

被保険者・被扶養者(小学生以上)

の体力向上・健康増進を目的として、

各地区歯科医師会、東京都歯科医師

会、都立心身障害者口腔保健センター

等、特定の団体が主催するリクリエー

ション行事(運動会、野球、卓球、

ボウリング、ゴルフ、釣り、ハイキ

ング等)。

◆支給回数 年度(4/1～3/31)内

1回

◆補助金額 1人2,000円

(被扶養者は小学生以上)

◆請求方法 団体の長または健康保

険委員からの事前申請により承認さ

れた行事に対して「リクリエーション

補助金請求書」を提出してください。

※補助金を請求する権利は2年で時

効となります。ご注意ください。

東京ディズニーリゾート®

東京ディズニーリゾート特別利用券を年2回配布いたします(春および秋の『健康保険組合ニュース』と一緒に申込書を送付。申込者多数の場合は抽選)。

前期分はすでに申し込みが終了しましたが、申込者多数のため抽選となりました。

また、マジックキングダムクラブメンバーを募集しています。マジックキングダムク

ラブに入会されますと、メンバーシップカードを発行します。入会をご希望の方は当組合までご連絡ください。申し込みが多い場合にはカードのご送付までに時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。なお、すでに入会されている方にはカードの発行はできませんのでご注意ください。

契約プールのご案内

当組合では下記の施設と契約を結んでいます。

お得な料金でご利用いただけますので、夏の思い出づくりにご家族やご友人とお出かけください。

※当組合の保険証をお持ちの方のみご利用いただけます。



利用期間

平成 25 年 7 月 13 日～ 8 月 31 日

●利用方法……利用券裏面の該当する区分に○を付け、窓口支払額を添えて各施設の受付に提出してください。大人であれば、「大人」に○を付けてください。

施設名	区 分	一般料金	窓口支払額	利用期間
としまえんプール (入園 + プール + 乗り物フリー)	大 人 (中学生以上)	4,300 円	2,600 円	7/13 ～ 8/31
	小 人 (3 歳～小学生で 身長 110cm 以上)	3,300 円	1,400 円	
	小 人 (3 歳～小学生で 身長 110cm 未満)	2,600 円	900 円	
	幼 児 (2 歳以下)	無料	無料	
よみうりランド (入園 + プール)	大 人 (18 歳以上)	2,800 円	1,900 円	
	小 人 (3 歳～高校生)	1,800 円	600 円	
昭和管理センター レインボープール (入園 + プール)	大 人 (15 歳以上)	2,200 円	1,300 円	
	小 人 (小・中学生)	1,200 円	無料	
	幼 児 (4・5 歳)	300 円	無料	
東京サマーランド (入園 + プール + 乗り物フリー)	大 人 (中学生～ 60 歳)	4,500 円	3,300 円	
	小 人 (小学生)	3,000 円	1,700 円	
	幼 児 (2 歳～未就学児)	2,000 円	500 円	
	シニア (61 歳以上)	2,000 円	500 円	
東武動物公園 (入園 + プール)	大 人 (中学生以上)	2,000 円	1,100 円	
	小 人 (3 歳～小学生)	1,000 円	無料	

注) 営業時間等は各施設のホームページなどでご確認ください。

注) 入れ墨・タトゥー（シール含む）をされた方は入場できません。

東振協 共同利用保養所

当組合以外の健康保険組合で所有している保養所を利用できます。保養所の場所・利用料金等、詳細につきましては同封のパンフレットをご覧ください。

なお、利用申し込みは保養所を所有している健康保険組合に直接行ってください。

パンフレットを
同封しています

■利用申し込み方法

1 お問い合わせ	電話・FAX等で、ご利用になりたい保養所申込先（健康保険組合）へお問い合わせください。 その際、『東振協の共同利用保養所の申し込み』であること、加入する健康保険組合、氏名、利用希望日、人数（大人・子ども別、男女別）等を申し出て、利用可能な場合は仮予約していただくことになります。 *お問い合わせの際は、あらかじめ次のものをご用意ください。 ●健康保険組合の加入者および家族の方…健康保険証
2 予約・申込	仮予約が済みましたら「保養所利用申込書」が送付されますので、必要事項を記入のうえ健康保険組合に提出してください。
3 料金支払い	各健康保険組合の支払方法にしたがってください。 (利用料金は大人 1 名・1 泊 2 食付の料金です。)
4 予約確認	申込後に利用通知書・パンフレット等が送付されますので、申込内容（利用日・人数等）および注意事項を確認し、大切に保管してください。 *キャンセルおよび違約金についても確認してください。
5 チェックイン	保養所へ到着しましたら、利用通知書をフロントへ提出してください。

注意事項

組合によって申込方法が異なる場合があります。また利用日（繁忙期等）に制限がある場合がありますので、予約の際に確認してください。

<共同利用保養所は、下記のホームページでご覧いただけます>

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会

<http://www.toshinkyo.or.jp/resort>